

令和 7 年度「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」

申請要項

社会福祉法人千葉県共同募金会

1. 趣旨

数年前から顕著となってきた物価高騰の波は、令和 7 年度に入っても収まるところを見せず、食料品や光熱水費の値上がりにもなう経済的困窮や、周りの人に頼れず孤独・孤立などの困難な状況におかれる人々に対する緊急的な支援が求められています。

このような状況においては、地域の人々が互いに支え合い、生活の質を高めるための支援事業や、さまざまな社会資源が連携、協働しながら、支援の手が届きにくい人たちを支える事業を行うことが必要です。

そこで、本キャンペーンでは、活動を通じた人と人とをつなぐ支え合いにより、孤独・孤立の状態を解消し、物価高により被った生きづらさを抱える人たちを支える活動に助成を行います。

2. 実施者

社会福祉法人 千葉県共同募金会

3. 助成事業の対象期間

2025 年 10 月上旬頃(助成決定後)～2026 年 2 月 28 日(土)

4. 応募の対象となる団体

千葉県内に所在(活動)する社会福祉協議会、社会福祉法人、ボランティア団体、NPO 法人等の非営利団体(法人格の有無は不問)。※営利企業は対象外

- ・団体としての活動実績が 1 年以上ある団体であること
- ・団体名義の振込口座を持っていること
- ・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力^{※1}および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※1 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員(暴力団員ではなくなった日から 5 年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

5. 助成の対象となる活動

「物価高騰の影響を受けて困窮、孤独、孤立の状態となり、生きづらさや課題を抱える人たちを支援する活動」を対象とします。

< 想定する事業例 >

- ① 孤独、孤立状態を解消し、物価高騰のなかであっても、支え合いにより生活の質を高めることを目指す事業
 - ・物価高騰の影響などにより困窮し、行動範囲が狭まったり、周りの人に頼れなかったりすることで孤立する人々に対し、社会参加の機会や居場所の提供を行う事業
 - ・世代を超えたメンバーが、それぞれの役割を持ちながら、食事を通じて一緒に時間を過ごすような食支援事業
 - ・参加メンバーそれぞれが役割を持つことの喜びが生きる希望につながるような、体験型イベントの開催や、コロナ禍で途切れた地域のイベントの再興などの事業
 - ・オンラインを用いて、孤独・孤立の状態に陥りやすい層がつながり合える機会を提供する事業
- ② 支援の手が届きにくかった人たちに対するアプローチや、さまざまな社会資源との連携、協働による支援体制の構築に向けた事業
 - ・困窮している住民を把握するためのアプローチやつながりのきっかけづくりのための事業
 - ・これまで支援の手が届きにくかった人たちを対象とした場づくりや相談支援事業
 - ・他分野、多職種が地域で連携して支援対象に対する見守りや支援体制を構築する事業
- ③ 物価高騰により大きな影響が及ぶ人たちの暮らしを支える事業
 - ・生活相談に訪れた住民に対して支援を継続するための物資の配布や支援等の事業
 - ・ガソリン代などの燃料費高騰にともなう「移動のしづらさ」対策のための送迎や移動に係る支援事業、光熱費高騰にともなう冷暖房対策のための居場所支援事業
 - ・何らかの支援活動を伴いながら、食費高騰により食生活、栄養に偏りが生じている状態を是正するための食支援事業

助成金対象経費

活動に係る下記の経費を対象とします。

- ・消耗品・備品費(食料品、日用品)
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・旅費交通費 等

助成金対象外経費となるもの

- ・事業に係る人件費・謝金
- ・食料品や日用品などの配布を主な目的とした活動に要する経費
(相談支援などの他の支援活動と組み合わせ、物資の配布等をきっかけに支援の手が届きにくい人たちを支えることを目的とした事業の経費であれば対象とします)
- ・生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
- ・団体の維持・管理を目的とした経費
- ・当該経費の妥当性が趣旨にあわないもの、または申請書から該当経費の必要性が読み取れないもの
- ・ボランティア活動保険料(ボランティア行事用保険は助成対象とします)

- ・ボランティアに対する謝金(交通費などの実費弁償は助成対象とします)
- ・団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・助成対象期間(2025 年 10 月上旬(助成決定通知交付後)～2026 年 2 月 28 日)外の活動に関する経費

6. 1 件あたりの助成金額

- ・1 件あたりの助成上限額は 50 万円とします。
- ・助成総額は 180 万円を予定しております。

7. 助成の決定

- ・本会において申請内容を確認し、配分委員会により決定します。
- ・審査の結果、不採択や申請額から減額して助成金額を決定する場合があります。

8. 申請方法・結果通知

(1) 申請方法・申請受付期間

別途定める「申請書」および必要書類を郵送で提出してください。

書類提出先：社会福祉法人千葉県共同募金会 助成担当宛

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター4F

申請締切日：**2025 年 9 月 5 日(金) 必着**

(2) 申請書類

No.	書類名	
1	令和 7 年度「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」申請書	必須
2	会則・定款などの組織規程	必須
3	2024 年度の事業報告書および決算書	必須
4	2025 年度の事業計画書および予算書	必須
5	団体の活動がわかる既存の資料	

(3) 助成決定

2025 年 10 月上旬頃に当会より文書にて助成可否の通知をします。

申請内容を精査のうえ、当会が定める配分委員会により助成団体および助成額を決定します。

9. 助成決定後の流れ

(1) 助成方法

助成金は清算払いとして、申請法人・団体が事業費を立て替えて実施してください。

(2) 事業完了報告および助成金交付手続き

事業完了後、別途定める「助成金交付請求書」をご提出ください。受付後、2週間程度で送金します。詳細は助成決定通知にてお知らせいたします。

なお、交付完了後に助成対象事業以外への流用が認められた場合は、助成金の返還を求めます。

(3) 助成内容の変更について

- ・申請時の事業内容に変更が生じた場合、必ず事業実施前に当会に相談してください。
- ・事前相談なく事業を変更した場合、内容により助成金が交付できない場合があります。

(4) 情報発信

多くの方々から寄せられた募金を原資としておりますので、団体のホームページやSNSなどで取り組み内容や成果について発信してください。

その情報を千葉県共同募金会が発信することで周知を図ります。

10. 留意事項

- ① 1団体が複数の事業で申請することは可能ですが、上限額は合わせて50万円となります。
- ② 申請者は活動内容の記録(写真を含む)を行い、実績報告をしてください。
- ③ 補助金などの公的費用や他の助成金が充当されている事業であっても、本助成金との切り分けができれば対象とします。必ず申請時に申し出て下さい。
- ④ 既に活動を終了している事業は助成の対象外とします。

なお、助成決定前に活動を開始している事業であっても、助成決定後に実施した事業については助成の対象とします。

【本件の問い合わせ先】

社会福祉法人 千葉県共同募金会 (担当：渋谷・宮澤)

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター4 階

TEL：043-245-1721 / E-mail：bz501221@akaihane-chiba.jp